

令和6年度 第1回
焼津市障害者自立支援ネットワーク全体会
会議録

開催日時	令和6年7月17日（水） 13：30～15：50	開催場所	焼津市総合福祉会館 多目的ホール
出席者 34名	【委員14名】（敬称略） 静岡福祉大学 木下寿恵 焼津市手をつなぐ育成会 鈴木功治 社会福祉法人焼津福祉会 池ヶ谷聡 社会福祉法人高風会 梶脇一啓 焼津市重症心身障害児（者）を守る会 櫻井美穂 焼津心愛会 鈴木茂夫 焼津市医師会 山本剛史 藤枝特別支援学校 焼津分校 杉山晴美 焼津公共職業安定所 飯妻宏典 社会福祉法人東益津福祉会 鈴木智企 空と大地と 大橋妙子 焼津市民生委員児童委員協議会 池谷松太郎 焼津市社会福祉協議会 石上睦晃 焼津市ボランティア連絡協議会 安藤妙子 〈欠席〉焼津市身体障害者福祉協会 山田敏晴 焼津市教育委員会 望月麻美 【事務局20名】（敬称略） 坪谷有希 小蔦慎二 萩原淳子 望月彰 小林未佳 岩堀寛 古川譲治 板本有美子 櫻井郁也 富永直樹 増田洋一 小野田豊 鈴木弘美 増田頼大 朝倉雅子 吉田恵理香 良知和美 今村優 小森美津子 山本奈美 〈欠席〉佐藤悠二 【傍聴者1名】（敬称略） 井出哲也		

内容	1. 開会 小野田課長 2. 挨拶 増田部長 3. 自己紹介（委員・事務局） 4. 会長・副会長選出 5. 報告事項（以降、進行：木下会長） （1）令和5年度自立支援給付費報告 鈴木主幹 配布資料「参考資料」を参照。 令和5年度末の身体障害者手帳の所持者が4260人、療育手帳1355人、精神障害者保健福祉手帳は1102人、合計6717人。（手帳の人数は配布資料には載っていない。）令和4年度と比較すると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、すべて増加している。令和4年度末と比較すると396人増加している。 障害福祉サービスの受給の実人員は、令和5年度は863人、手帳所持者数の6717人に対する割合は12.8%となっている。 会議資料3ページを参照。 上の表はサービスごとの給付費金額と利用実人員を記載している。 令和5年度の給付費の総額は、27億8233万円余り。障害福祉サービス及び児童福祉サービスを合わせた計では、令和3年度から令和4年度にかけては約1億7060万円増加し、対前年比6.96%UPであったが、令和4年度から令和5年度にかけては約1億6094万円増加し、対前年比6.1%UPとなっている。令和5年度の給付費の内訳は、訪問系サービスが、1億9743万円、日中活動系サービスが14億7746万円、居住系サービスが4億7059万円、障害児福祉サービスが6億357万円、サービス利用計画作成費が3326万円となっている。 資料の下のグラフは給付費を折れ線グラフで示したもの。訪問系サービスが減少している、居住系サービスについては、他のサービスと比較すると伸びが大きくなっている。日中活動系サービス、障害児福祉サービスについても年々増加している。訪問系サービスの居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護については減少している。要因としては、これまで在宅で生活されていた方が、市内や市外のグループホームが開設されたことにより、親亡き後など将来に不安を感じていた方などが自宅を離れ、入所した方が増えたことが推測される。 日中活動系サービスのうち、伸びが大きいのは、就労継続支援である。市内には、就労継続支援A型の事業所が3か所、B型の事業所が15か所ある。利用者436人のうち、A型の利用者は108人、B型の利用者が328人となっている。A型の令和4年度の利用者は、85人、B型の利用者が309人であったので、A型で23人、B型で19人増加している。特に精神障害の方の相談が増えており、相談内容で多いのは、一般就労していたけれど、様々な理由で病気を発症し、福祉就労から就労に向けての訓練を始めたいという相談が多くなっている。 居住系サービスについては、共同生活援助の利用者が増加している。令和4年度の利用者は、114人であったが、令和5年度は、146人であり、32人増加している。グループホームは、市内に8か所あるが、近隣の静岡市、藤枝市、島田市にもグループホームが新規に開設されており、今後も自立の促進や、親亡き後に対応するため、さらに利用者は増えていくと思われる。
----	---

障害児福祉サービスについては、特に児童発達支援の利用者数が増加している。関係機関との会議や連携の中で、早期発見や早期療育に結びつき、サービス利用につながっているが、市内には、児童発達支援事業所が4か所のみであるため、すでに市内の事業所だけでは経営が難しいという課題も出てきている。希望する施設が利用できるよう、今後も施設の確保に努めていく。

櫻井委員（焼津市重症心身障害児（者）を守る会）

児童発達支援があるとのことだが、重度心身障害児が利用できるような児発はあるか。

鈴木主幹

4か所のうち1か所、てんおおいがわが重度の子どもの児童発達支援の受け入れを行っている施設である。

（2）令和5年度焼津市障害者等相談支援事業活動内容について

〈ア 生活支援センターわおん〉坪谷氏

会議資料4ページを参照。

わおんは、母体が知的障害の方の施設を多く運営している焼津福祉会ということで、事業所の特性上、知的障害の方の相談が多い傾向がある。最近では、主たる知的障害の次に、精神障害や発達障害を合わせもった方の相談も増えている。

どの障害があってもその障害にあった対応をすることや支援、環境が重要になってくると感じているため、日々の業務で追われてしまうことが多いが、相談員の基本的な知識として、それぞれの障害特性や、対応についての研修の機会が必要であると感じている。

対象者に児童が多く含まれているのは、児童の計画相談の不足や、児童発達支援の利用が増加傾向にあるからである。他市の児童発達支援を利用する場合には、委託相談に関わり、サービス利用までの調整等の支援をしている。サービスの利用の入り口となるものであり、その後の障害の認知、療育の最初の入り口というところで、重要な時期でもある幼児期で支援ができる相談員を地域で増やしていくこと、相談員を育てていくことは、今後の課題であると感じている。

相談支援方法について：前年度の特徴的なところとして、コロナが第5類に移行したことも影響しているのか、直接対面する機会のある、訪問、来所、同行が増えた。

相談内容について：家計・経済に関することが増えている。手帳の申請に伴う受診同行、年金に関する支援、住宅を探す、地域移行のところの支援等、多岐にわたっている。家族関係の支援も年々増えている。支援をする中で、家族全体の力が弱い方もいたり、経済的に困窮しているという課題を抱えていたり、相談者から家族に話を聞く中で、家族の障害が疑われる場合も稀にある。本人への障害認知ができておらず、家族が無理をさせてしまったり、本人に合わない対応を長年繰り返すことで、二次障害を抱えてしまったり、愛着の問題を抱えている場合もある。そういった場合には、障害特性に合った支援だけではなく、そういった家族の対応に苦勞することもある。

ご家族が本人に対応することの大変さを労いつつ、本人の思いを伝える、本人に合った対

応を提案していくことを地道に繰り返していくことも委託相談の大事な役割であると感じている。

委託相談の重要な役割として地域でのネットワーク作りも挙げられる。利用者さんを通して、地域と繋がっていくことも重要だと考えている。優先順位を考えながら対応していく必要があると昨年を振り返ってみると思う。

〈イ 相談支援事業所 暁〉古川氏
会議資料 5 ページを参照。

暁の相談は、主に精神系の障害がある利用者の方が多い。福祉サービスの利用の傾向として、就労継続支援、グループホームの相談をされる方が多くなっている。背景としては、就労継続支援事業所数がかかなり焼津市内で増えてきており、今までは、そういったサービスに結びつかなかった精神障害の方でも、街中でそういう施設をみかけたので行ってみたいという気持ちから相談に見える方も多くなっている。

しかし、精神障害の人の特徴として、定着するのが難しいということも見受けられる。施設に通い始めたが自分に合わなかったということで、途中で退所し、また他の事業所を探すケースも見受けられる。一旦、就労継続支援で関わった方が、複数回継続して同じ方が相談に見えることも特徴の一つである。

グループホームに関して：焼津市内のグループホームが増えた。それ以上に、藤枝、島田においてグループホームの数が増えている。それに伴い、今まで入所先がなかった方々が、入所を希望され、相談に来られるといったケースも多くなっている。グループホームには、大きく分けて、比較的元気な方が入所するグループホームと、体が不自由な方が入所するグループホームとで分かれている。志太地区の傾向として、比較的元気な方が入所する施設数というのが少ない。これから先、現在ご両親が面倒を見ている方々が、今後グループホームの利用をしたい、将来安心して生活する場が欲しいということで、グループホームのご利用は増えていくと思う。しかし、比較的軽度の方が入所する施設数が少ないことから、そういった施設を紹介する際に苦慮している。

精神障害の方が多いということで定期的に電話をいただくことがある。そういった方が話をすることで、精神的に安定をしていただいているという傾向もある。サービスにならないけど誰かに話を聞いてもらいたいという人も多くいるのが暁の特徴。

池谷委員（焼津市民生委員児童委員協議会）

担当者の人数はどうなっているのか。何人に一人ほしいという基準はあるのか。

古川氏（相談支援事業所 暁）

基準ははっきりとはない。一人工ではない場合は、0.8 人工で、一人には欠けるが、他の仕事を兼任しながら行っている。

〈ウ 焼津市社会福祉協議会〉板本氏
会議資料 6 ページを参照。

相談実人員は、80 名、精神障害の方が 41 名と半数を占める。発達障害の方は 11 名と年々増加傾向となっている。相談支援方法については、対象者の特性を理解して対応してきた。電話対応では、相談対応はもちろん、特に精神疾患がある方の不安や寂しさなどを傾聴するものも含まれており、全体的に件数が多くなっている。関係機関との連絡調整も電話相談同様件数が多い。サービス事業所との連携の他に、世帯支援の関わりの中で、地域包括支援センター、ケアマネジャーのいる居宅介護支援事業所、生活困窮の相談、自立相談機関への繋ぎなど連携を図って対応をしてきた。

相談支援内容については、福祉のサービス利用が一番多い。就労継続支援や居宅介護などのサービスの利用希望はあっても、実際の状況に合致していないということもあり、サービスの利用に至らないということもあった。

障害者相談支援事業所の活動を通して感じた課題は、特に新規のサービス事業所が増えている現状の中で、相談員としての利用者像と、受け入れ側の事業者像に相違があることである。サービスの内容や利用プロセスについての理解を深めるとともに、共通認識を持ったり、すり合わせをする機会を持ったりすることが重要であると感じている。世帯としての支援を必要とするケースも多くあり、様々な関係機関が連携をして支援をしていくことが求められている。

焼津市社会福祉協議会では、令和 5 年度、0.5 人工（以前は 1 人工であった）の体制で相談事業所を実施してきた。前年度に比べ、相談者数や相談件数が減少しているのは、そのためである。年度の後半にかけては、計画相談のケースを含め、他の相談支援事業所への引き継ぎ対応を行ってきた。令和 5 年度で、焼津市社会福祉協議会は、相談支援事業を終了したが、他社協事業においては、これまで通り継続させていただく。これまでの障害者の相談支援事業所を行う中で見えてきた地域の課題等、社協の他の事業（福祉教育や権利擁護事業等）と連携し、障害者の方の生活の向上に繋げていきたい。

鈴木氏（社会福祉法人東益津福祉会）

昨年度で終了したということだが、成り手がいない、状況的に難しい、需要はあるけれども体制的に対応がしきれないからということか？

板本氏（焼津市社会福祉協議会）

社協では、平成 30 年 8 月から委託相談を受託している。受託当時、焼津市内の委託相談が不足しているということから、計画相談の事業所と合わせて委託相談の受託をしてもらえないかと話があり、引き受けを行った。令和 5 年度時点で、計画相談の事業所は、（児童はまだ不足している状況はあるが）成人の方は充足している状況もあり、役割は果たせたのではないかとということで、令和 5 年度をもって委託相談の事業所は終了となった。

鈴木氏（社会福祉法人東益津福祉会）

全体的に相談支援の事業所は、充足している認識でよいのか。

鈴木主幹

現在、3事業所で3.5人工。相談の件数は増えてきている。委託相談事業所は、計画の事業もやっていることもあり、市の相談支援体制全体としてももう少し業務の整理をしていかなければならないと現在検討を進めている。今の体制だと苦しくなっている部分もある。

櫻井委員（焼津市重症心身障害児（者）を守る会）

重症心身障害児・者の相談がグラフでは、0%となっているが、相談がないわけではない。そのことを知っておいてほしい。

鈴木主幹

重症心身の方は、現在も様々なサービスを利用している。委託の業務の中では、数としては表れてこないかもしれないが、相談体制自体は構築されている。

木下会長

新規の事業所の方が抱えている利用者像と相談支援事業所として考えている利用者像が少し違っているという報告があったが、新規の事業所はどんな利用者像を持っているのか。

板本氏（焼津市社会福祉協議会）

相談としては、本人がサービスを利用することで、どんな自立支援ができるのかという視点でサービスの利用にあたっての支援を行っていくという視点がある。受け入れの事業所側は、お客を多く迎えたいということから、利用してどんな目的を果たしていくのかというところがあまり明確でないまま、利用者の希望があるからということだけで利用を進めるような状況を感じた。以上のことが、相談側と事業所側とで違いがあると感じた。

利用をすることだけがゴールではない。利用のプロセスも大事だと思うが、手順・順番が一足飛びになってしまったことも現状あったと感じる。

〈エ 障害者生活介護・計画相談支援 吉祥〉小蔦氏
会議資料7ページを参照。

相談の過半数は、精神障害、次いで知的障害、身体障害となっている。精神障害の疾患が主であるが、重複して発達障害、知的障害といった方も見受けられる。相談支援の方法は、ほとんどが電話相談である。

相談支援内容としては、福祉サービスの利用が最も多い。精神疾患の方からの相談で最も多いのは、就労系のサービスを使いたいという相談である。それに伴い、就労する事業所に行くにあたっての不安であったり、サービスを利用するにあたっての経済的なことであったりの相談をしている傾向がある。全体の傾向として、精神障害の方の相談が多い。

相談支援方法については、電話相談が最も多く、来所相談や同行は少なかった。次年度に向けて、電話相談が多数を占めていたこともあり、他の相談方法やオンラインでの相談、少しでも顔が見られる状態での利用促進を考えていきたい。

福祉サービスの利用については、改めてアセスメントを重視しながら、事業所とつなぐ一手、関係機関とつなぐ一手として大切にしていきたい。

精神障害を持った方以外の支援にも、力を入れるために、様々な知識や技術を委託相談の方々と協力しながら身につけ、幅広く相談を受けるようにしていきたい。

権利擁護の相談については、年金の相談が多い。権利擁護全体を通して考えると、年金、年金以外の法律に関することといったところも踏まえて、自分自身がもう少し知識を身につけてはいけないと相談をしていく中で痛感している。

鈴木副会長

わおん、暁でグループホームの相談件数が増えているという話があった。グループホームの相談は、資料の〈相談支援内容〉に入っているのか、またどこに含まれているのか。また、焼津市内で、グループホームで入所したい方の具体的な人数は出ているのか。

坪谷氏（生活支援センターわおん）

グループホームに入りたい方の相談は、計画相談が行っている。この中に含まれているとしたら、虐待、家族の中でトラブルになり離す必要がある場合等、緊急性が高いものしか入っていない。緊急対応に関しては、委託相談でやらなければいけないことは多々あるが、基本的にそれがメインの相談内容はあまりない。計画相談が対応している。もしくは、計画相談と協力して緊急のケースは対応している。

古川氏（相談支援事業所 暁）

暁では、グループホームの利用は、福祉サービスの利用の範疇でカウントさせていただいている。焼津市内のグループホームの現在の状況は、女性向けのグループホームが数所空いている程度である。それ以外のところはほぼ満床である。

鈴木主幹

フラッとピタッとやいづアクションプラン（緑の冊子）の44ページを参照。グループホームの今後の市としての見込み量を示している。現在サービスを利用している方や今後使う見込みのある方の数を積み重ねて出した数である。この人数分は必要かを見込んでいる。（1か月あたり R6 年度 146 人、R7 年度 160 人、R8 年度 176 人）

6. 協議事項【自立支援ネットワーク体制について】

新たに設置する会議体について

富永氏（焼津市基幹相談支援センター）

会議資料9ページを参照。

専門部会が中段にある。6つの専門部会が焼津市にある。今回、フラッとピタッとやいづアクションプランを設置した（資料中段右）。理由としては、焼津市として取り組むべき内容を自立支援協議会の専門部会の中で、数値目標に対して、きちんと取り組んでいるかを検証する場面でもある。改めて、障害福祉計画と各専門部会の取り組み内容がマッチングしているかも大事であるため、今回追記している。

特に令和6年度から8年度については、フラッとピタッとやいづアクションプラン（緑の

冊子)に数値目標が記載されている。例えば、一般就労への数値目標、地域移行の数値目標等記載されているので、専門部会の中で意識をしながら活動していただきたい。

障害福祉の分野だけではなく、委員の方が代表等されている法人、当事者団体、医療機関、ハローワーク、ぼらんち、焼津分校の方々にも、専門部会の委員を担っていただき、改めて取り組み内容については、官民共同でオール焼津として取り組んでいくべきということで、ネットワーク体制図を見ていただければと思う。

今年度新たに設置する会議体について

1. 防災対策プロジェクトチーム

小蔦氏（障害者生活介護・計画相談支援 吉祥）

重症心身障害児者支援専門部会で昨年度防災についてのアンケートを実施した。他団体及び他課を巻き込んで検討していくことが必要という意見をいただいた。それに伴い、今回防災のプロジェクトの立ち上げを考えている。また、今年度、障害者団体専門部会からも防災についての意見をもらっている。

追加資料1（障害者のための防災Q&A）を参照。

以前、防災プロジェクトを立ち上げて資料を作成した。前回は、主に自助の部分で意見を募り、Q&Aを作成した。今回の防災プロジェクトについては、自助だけではなく、公助、共助といった部分を考えることができればと思う。プロジェクトの詳細については、今後事務局のメンバーで協議していく。

2. ぐらしセーフティネットくろしお（地域生活支援拠点等事業）検証ワーキンググループ

鈴木主幹

追加資料2を参照。

地域生活支援拠点等の整備については、障害者総合支援法の第77条第4項に位置づけられており、令和4年度の法改正により市町村の努力義務となっている。

地域生活支援拠点等の整備とは、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに地域移行を進めるために、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害者やその家族の緊急事態への対応を図ることを目的として整備している。

具体的に、地域生活支援拠点等の整備には2つの目的がある。一つ目が、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所の活用である。二つ目が、体験の機会を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らしなどの生活の場への移行をしやすい体制を整備することである。

このような目的を果たすために、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障害者総合支援法の第77条第3項の各号にある居住支援のための5つの機能（1. 相談支援、2. 緊急時の受入れ、3. 体験・場の機会、4. 専門的人材の確保、5. 地域の体制づくり 追加資料2の左側を参照）を備える必要がある。

地域生活支援拠点等の整備手法については、大きく分けて2つ方法がある。（会議資料10ページを参照）一つ目が、会議資料の右下に記載されている、多機能拠点整備型で、グループホームや障害者支援施設などにその機能を持たせるやり方。二つ目が、面的整備型で、地域の複

数の機関が分担して、機能を担う形で整備する方法。焼津市は、面的整備型で整備をしている。令和 3 年度より、市直営で基幹相談センターを事務局として、市内のすべての相談支援事業者と障害福祉サービス事業者を地域生活支援拠点の一角として位置づけたということで、面的整備型としてやっている。

令和 5 年度までの主な取り組みとしては、追加資料 2 の右側の、これまでの主な取り組みに記載した通りである。

地域生活支援拠点を始動するにあたって、令和 3 年度に、相談支援事業所や障害福祉サービス事業者に向けて、焼津市の地域生活支援拠点事業の説明をまずさせていただいた。その後、5 つの機能のうち、「1」の相談支援については、今後介護者が不在になるという不安がある方を登録制により把握し、事前にリスクマネジメントを行う予防登録に取り組んだ。「2」の緊急時の受入れ・対応については、市内 6 ヶ所の短期入所事業所と令和 4 年 1 月に協定を締結し、緊急時対応のフローチャートの検討などを相談支援専門部会で実施をしてきた。「3」の体験の場については、グループホーム樹羅の空所があれば受け入れが可能であるが、今のところ実績はない。「4」の専門的人材の確保、「5」地域の体制づくりは、まだ検討ができていない。

富永氏（焼津市基幹相談支援センター）

くらしセーフティネットくろしおについて：令和 6 年度からの法改正において、地域生活支援拠点中で、大事な視点が三点ある。一点目が、情報連携等のコーディネート機能の評価、二点目が、緊急時の重度障害者の受入れ機能の充実、三点目が、地域移行に向けた動機付け支援にかかる評価である。これまでは、相談支援専門部会で、くらしセーフティネットくろしおを検討していた。受け手となる事業所についても法改正の中で評価されることとなったため、今回ワーキンググループとしてやっていく中で、相談支援専門員だけではなく、事業所の方にも参画していただき、改めて焼津市内の地域生活支援拠点の体制整備をしていきたい。

防災対策について：重症心身障害児者支援専門部会だけではなく、障害者団体専門部会とも共同しながらやっていくこと大事だという意見があった。それを踏まえて、重心の部会だけではなく、障害者団体専門部会を含めて改めてプロジェクトチームとして作っていこうということで提案をあげている。

事例検討会について（資料の 11 ページを参照）：第一回は、医療的ケアを必要とする障害者の「緊急対応」というテーマで、すでに実施している。協議体（資料 11 ページ下部）は、令和 6 年 4 月の法改正の中で、変更になった箇所がある。協議体を通じた「地域づくり」とっては「個から地域へ」の取り組みが重要とされている。個別の事例を通じて、地域で何が起きているのか、どのような課題があるのかということとを共有して、それを地域の課題として抽出していく。それに対して、部会や各取り組みとして考えていく仕組みづくりが大切。事例検討会の必要性や重要性がこれにより理解できる。

市としては、事例検討会という場を用いた学びの場を作っていければと考えている。まだ始まったばかりであるが、徐々に発展していければと思っている。

以上3点の承認を得たい。

櫻井委員（焼津市重症心身障害児（者）を守る会）

グループホームの防災対策がどうなっているのかが会員の中でも不安に思っている方がいる。備蓄や夜の生活の中で、グループホームはどういう対策をとっているのかわからないという意見があったので、そういった点を踏み込んでちゃんとやっているかグループホームに聞いたり、会議の中にグループホームの方を入れたりしてやっていってほしい。

石上委員（社会福祉協議会）

障害の方が、福祉避難所に行った時にどうなるのか、対応していただくことができる設備はあるのか等も含めて、防災対策のプロジェクトで協議して行ってほしい。

鈴木副会長

市でも防災計画を出していて、福祉避難所や自治会や民生委員の役割が示されている。そのような中で、防災のプロジェクトを立ち上げようとしているのは、どういう位置付けなのか。

富永氏（焼津市基幹相談支援センター）

想定ではあるが、地域の防災計画と連動しなければならないと思うので、関係する部署の方、民生委員にも入っていただく。また、地域でどんな方が住んでいるのか、どのように避難するか等、自助の部分もあれば共助の部分もある。そういったことを想定しながらプロジェクトチームを作っていきたいと思っている。

以上の新たに設置する会議体についての承認事項は、賛成多数により承認となった。

7. 各専門部会からの活動報告

（1）相談支援専門部会 坪谷部会長（生活支援センターわおん）

活動内容等の詳細は資料4の16,17ページを参照。

積み残した課題としては、一つ目に相談支援体制の強化、相談支援体制の三層構造の明確化がある。また、相談員の人材確保と人材育成についても取り組みが必要である。二つ目に児童のセルフプラン率が高く、基本的な業務や提出書類の標準化を図る必要がある。三つ目に、特性が強い強度行動障害、重症心身障害児者や医療的ケアのある方について、今ある資源での受け入れの方法や、資源の在り方に課題がある。

今年度の具体的な目標としては、第一に相談支援体制の強化である。国が示す「地域に必要な相談支援の機能と事業の役割」をもとに、焼津市における相談支援体制を整えていく。また、各部会や事例検討会から挙げられた地域の課題を集約・整理した上で、その解決に向けた取り組みを検討する。方法については、計画相談支援事業所の実態調査を行い、現状の把握を進めている。また、各部会や事例検討会からの課題の整理・共有を通じて、具体的な解決案や取り組みを提言していく。

昨年度まで取り組んでいた、特別支援学校からの移行ケース等の進路連絡会については、相談支援連絡会等、部会とは別に対応する。くらしセーフティネットくろしお（地域生活支援拠点）についてもワーキンググループで対応する。

富永氏（焼津市基幹相談支援センター）

相談支援体制を検討するために、計画相談支援事業を対象にヒアリングを行った。各事業所における1人工当たりの担当ケース数や、各プロセスにおける業務時間について把握できた。先ほどの話にも出たとおり、ケース数が減少していても実際にはどれくらいの業務時間がかかっているのか、把握していく必要がある。

このヒアリング結果から、大きく分けて4つの課題があると考えている。一点目は、委託相談と計画相談のすみ分けである。現在は、委託相談と計画相談を兼務している部分が多い。そのため、今後については、委託相談の専任化を行政から提案している。また、本市の障害児のセルフプラン率が約30%と、150名前後の利用者がセルフプランで対応しているため、全員に相談員をつけるために対策を練らなければならない。

二点目は、相談業務において、計画案の作成やモニタリングの実施だけではなく、緊急対応に追われるなど、業務の煩雑さや困難さが最近の傾向として見られる。

三点目は経営面である。以前から計画相談支援は収支に見合わない事業ではないかと言われている。その中で、令和6年の報酬改定では、各事業所が協働体制を結ぶことで加算が付くことになった。本市では1人工の事業所が多いが、他事業所と連携をとっていくことが重要になってくると思われる。

四点目は、事業をするにあたっては運営面も重要であることから、今年度末までにはBCPの作成をしてもらう。運営基準に関することについても事業所間で情報を共有しながら体制をつくっていききたい。

このように、ヒアリングから現状の課題を把握し、行政としても相談支援体制を構築していきたい。

（2）重症心身障害児者支援専門部会 小蔦部会長（吉祥）

活動内容等の詳細は資料4の18ページを参照。

昨年度積み残した課題としては、実態調査を一度で終わりにせず、今後も継続して実施する必要があるのではないかと意見が挙がっている。また、圏域部会での検討内容をもとに、地域の部会としても引き続き検討していく必要がある。三つ目に、重症心身障害児者や医療的ケアのある方が利用できる資源の少なさや、情報不足がある。適切なサービス等を紹介するためのフローチャートや、知りたい情報を網羅した事業所情報の作成を検討し、作成したものをどこで情報公開するのかについても検討していきたいと考えている。

以上の課題を踏まえ、今年度は、実態調査の結果をもとに防災プロジェクトと連動して防災について検討していく。また、医療的ケア児等コーディネーターの活躍の場や、県医療的ケア児等支援センターの役割など、圏域部会での検討内容をもとに地域部会としても検討を進める。そして重症心身障害児者の生活における福祉サービスのフローチャート等の作成のために、情報収集を行う。

(3) 地域移行・地域定着支援専門部会 萩原部会長（大井川心愛）

活動内容等の詳細は資料4の19ページを参照。

今年度の実施事項としては、地域移行・地域定着のためのフローチャートの見直しがある。今年度、市と宅建協会が協働し、高齢者の住宅確保について動きがあるため、障害者も含めてもらうことができないか、検討している。このような理由から、今年度の部会に建築住宅課の宅建協会担当者の参加を依頼した。また、現在焼津市には居住支援法人はないが、6月の部会で建築住宅課担当者から、奈良県で居住支援法人として活動していた方が焼津に戻ってきており、協力を得られそうだと報告があった。既存のフローチャートについても、助言をもらいながら見直しを進めたい。

二つ目に、民生委員への理解促進については、障害者団体専門部会が作成したDVDを視聴してもらう機会があるとのことだったため、その場を借りて地域移行・地域定着に関する話をしたいと考えている。

三つ目は、ピア活動である。昨年度ピア交流会を開催したが、今年度は実行委員会を設置し継続開催していきたいと考えている。昨年度は12名の当事者に参加していただいたが、その当事者の中から実行委員を担ってくれる方がいないか、現在依頼している。今年度のピア交流会は11月7日に開催予定である。

(4) 障害者団体専門部会 古川氏（相談支援事業所 暁）

活動内容等の詳細は資料4の20ページを参照。

昨年度できたことは、街頭PR活動である。近年は新型コロナウイルスの影響で中止していた、障害者週間の街頭PRを今年度は実施した。イオン焼津店とマックスバリュ グランリバー大井川店にて、チラシや啓発品を配布した。また、市のホームページに各団体が伝えたい内容をまとめたチラシを掲載したり、広報やいづに障害者週間に関する記事を掲載したりした。

積み残した課題としては、民生委員との意見交換がある。コロナ禍により、対面での意見交換会が実施できなかった。代替策として、各団体から伝えたい内容をDVDにまとめた。今後、各地区民協に伺い、DVDを視聴いただき、その後意見交換をしたいと考えている。

街頭PR活動については、より効果的な方法について検討の必要があるのではないかという意見も上がっているため、部会にて検討していく。

また、防災に関するプロジェクトチームを立ち上げるということだが、障害者団体専門部会においても、災害時の避難方法や避難場所の再確認が必要ではないかという意見が挙がっている。プロジェクトチームに参画し、災害時の対応について検討する。

(5) 就労専門部会 望月部会長（暁）

活動内容等の詳細は資料4の21ページを参照。

令和5年度は、一般就職に関する取り組みの進捗について各事業所に確認する実態調査を実施したり、企業見学会を行ったりした。その中で、焼津市には多くの就労継続支援B型事業所があるが、一般就労に向けて積極的に取り組んでいる事業所とあまり取り組めていない事業所と、明確に分かれていることがわかった。また、第7期焼津市障害福祉計画の中に「福

祉就労から一般就労への移行を目指す」という項目について、令和8年度の移行者数を年間12名以上にすると目標が設定されている。このことから一般就労への移行について検討する重要性は高いと考えられるため、令和6年度も就労専門部会の課題として取り組む。

現在部会メンバーには企業の方はいないが、今後は一般企業の方にも部会に参加していただき、障害者雇用の実態調査や悩みを確認していきたいと考えている。どのような企業に参加していただけるか、第一回部会では具体的な案が出なかったため、引き続き検討する。

昨年度は圏域部会で「輝きウィーク」という、気軽に企業実習の体験ができるような機会を設けた。それを焼津市独自でも開催できないか検討している。

(6) こども部会 小林部会長（ぽぷら）

活動内容等の詳細は資料4の22ページを参照。

令和5年度は児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援事業所間での情報交換ができ、課題が明確になってきた。放課後等デイサービス説明会については集合の形で開催でき、今年度も同様の形式で10月に開催する予定である。また、市役所内のプロジェクトの発案により、市内支援級の先生方の研修に放デイ職員等が参加し、情報交換ができた。この研修会についても、今年度も引き続き開催予定である。

積み残した課題は、放デイの利用希望者が年々増加しており、利用を希望しても事業所や曜日によって利用できない状況にあることである。相談員や職員からも年齢に応じた放デイの日数の減少や利用の卒業を提案しているが、「子供の預け先が必要」等の理由で保護者に断られることが多く、なかなか空きができない理由の一つになっていると思われる。また、人材不足や職員の質の確保の課題については、こども部会のみでの解決は難しいため、プロジェクトや研修会等で今後取り組めたらよいという声も挙がっている。教育と福祉の連携については、昨年度に引き続き支援級の先生方との研修会に参加し、連携を深めていきたい。

昨年度末時点では、令和6年度は不登校児に関する対応について協議する予定であったが、「利用希望者がいても事業所の空きがなく放デイを利用できない」という現在の最も大きな課題についての協議を優先することとした。具体的には、各事業所に対してアンケート調査を実施し、現在の空き状況の見える化を図る。また、放デイ説明会で、放デイは預け先ではなく、こどもの療育が目的であるということについて明確に伝え、保護者の理解を深めていけるようにしたい。適切な放デイの利用に繋いでいくようにしたい。

鈴木氏（社会福祉法人東益津福祉会）

児童のセルフプランについては保護者が作成するということか。保護者の気持ちが入り、中立的な計画案になるのか気になった。

また、相談員1人工当たり100人以上を担当するのが当然のようにになっているが、近隣市町と比較しても標準的なのか。

坪谷部会長（相談支援専門部会・生活支援センターわおん）

児童のセルフプランを完全に保護者が作成することはなく、利用事業所がサポートしながら作成している。また、市外の事業所を利用する場合については委託相談わおんが介入し、適

切なサービス利用の調整をしている。

1 人工当たりの担当件数については、相談支援専門員のほかに、人工数に含まれていない相談支援員・相談員もいるため、人工数がすべてではない。志太榛原圏域の人工数やケース数については今年度調査する予定であり、今後比較することができると考えられる。

8. その他

事務局より報告 小野田課長

障害者向けグループホームの運営会社「株式会社 恵」が利用者から食材費を過大に徴収し、会社の営利としていたことが発覚した問題で、国は6月26日に同社の事業者指定の更新を認めず、順次打ち切る、「連座制」を適用することとした。当市においては、同社が運営する事業所が1か所ある。事業所名は「グループホームふわふわ焼津」、所在地は焼津市塩津である。開設は令和5年1月で、指定期間は令和10年12月末までの6年間。事業所の定員数は15名で、現在は男性8名、女性7名の利用者がいる。そのうち、当市の利用者は5名である。当市以外では、藤枝市が8名、島田市が1名、千葉県が1名である。また、静岡市にある「グループホームふわふわ駿河丸子」には、2名の当市の利用者がいる。

対応状況としては、7月3日に「グループホームふわふわ焼津」「グループホームふわふわ駿河丸子」の現地調査を実施した。事業所側への聞き取り調査では、運営への混乱はなく、利用者・家族から他事業所への転居の相談等は受けていないと話があった。現在は利用者のサービス等利用計画を作成している相談支援専門員と連携し、家族の意向の確認を行っている。今後も利用者・家族が不安にならないよう、相談支援専門員と連携していく。